

買い物や
通院のために
クルマは必要!

いつまで
運転できるか
わからないしなあ...



シニアの お客様限定の 特別プランが新登場

親には
安全装備がついた
最新のクルマに
乗ってほしい!

でも、何かあった時に
クルマのローンが
負担になるのは...



60歳～84歳の方限定

山 口 ー ヨ タ あ ん し ん シ ニ ア プ ラ ン

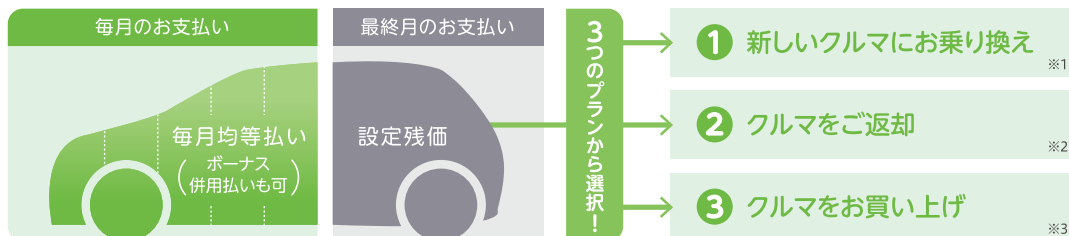
あんしんシニアプラン+ケガや病気を備えた安心特約で、安全・安心なカーライフを

STEP 1

負担を抑えた賢いクルマの買い方で、“安全”なクルマをご購入

あんしんシニアプラン

車両本体価格の一部をあらかじめ残価として据置き、
残りの金額を毎月分割でお支払いいただく自動車クレジットです。



*5年後に据え置いた残価は保証されているので安心です。

(現金決済・再分割) 図はイメージです。

この買い方なら、
安全なクルマが
手軽に買えるぞ!



新登場!

STEP 2

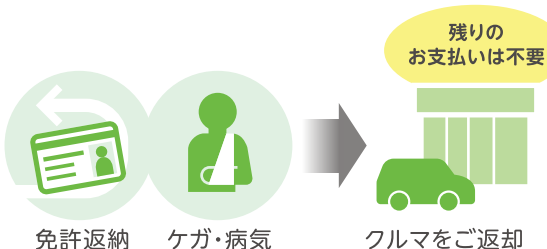
いざという時の「途中解約時」にも、“安心”の特約に加入

シニア向け安心特約

免許返納 や ケガ・病気 で、クルマが運転できなくなった時

クルマを返却すれば、ご家族などに
支払いの負担をかける心配がありません。

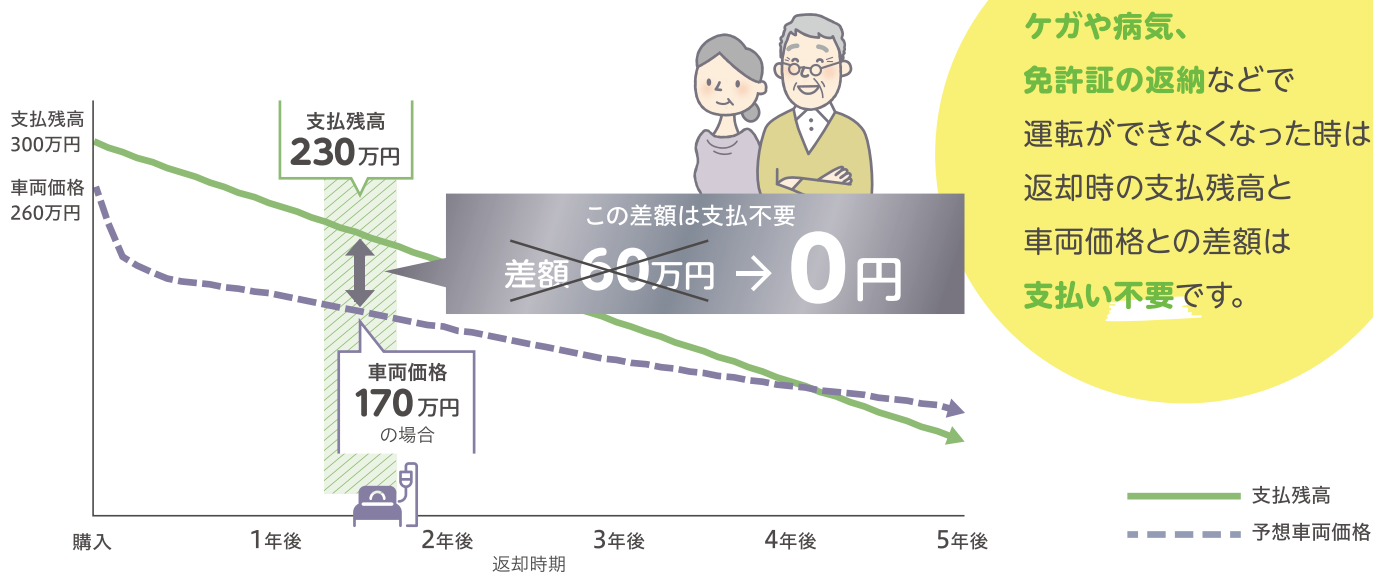
年齢のことを考えると
いろいろ心配だけど、
これなら、安心!



対象年齢	特約保証料(税込)
60～79歳	72,600円 → 無償 (山 口 ー ヨ タ が 負 担 し ま す)
80～84歳	146,300円 → 33,000円 (差額は山 口 ー ヨ タ が 負 担)

ここが安心!

車両返却時の精算がなくて安心



ケガや病気、
免許証の返納などで
運転ができなくなった時は、
返却時の支払残高と
車両価格との差額は
支払い不要です。

ご利用条件



対象者

60歳～84歳のドライバーで、
あんしんシニアプラン(5年)を
ご契約された方



対象車種例(新車のみ)

- ヤリス
- ヤリスクロス
- アクア
- ルーミー
- ライズ
- シエンタ
- カローラクロス
- カローラ
- カローラツーリング
- カローラスポーツ
- プリウス
- ノア
- ヴォクシー

選べる
15台



返却条件

病気、ケガ、死亡等により
運転が困難になった場合
および運転能力低下等により
免許証を返納した場合

〈あんしんシニアプラン〉

- 設定残価は、車両状態が規定内である場合のみ保証いたします。
- ご購入いただいた販売店に車両をご返却の上、新車にお乗り換えの場合(※1)、およびご購入いただいた販売店に車両をご返却の場合(※2)、最終月のお支払いは不要ですが、車両状態が事前に定めた規定外である場合には、別途精算金をいただきます。
- お買い上げ(※3)の際に再クレジットも選択もできますが、その際には、別途条件がございます。詳しくは販売店スタッフにお問合せください。

〈シニア向け安心特約〉

- 途中解約が可能となるのは、以下の事由が発生した結果として、自動車の購入者が運転困難となった場合です。
 - ① 死亡。
 - ② 傷害・疾病により次のような状態となること。
 - 障害者手帳が交付される障害を被ること。
 - 公的介護保険制度に基づく要介護認定を受けること。
 - 全治見込90日以上と医師により診断された状態となること。ただし、慢性疾患で、かつ自動車を運転することに支障がない疾病の場合は除く。
 - ③ 運転能力低下等による運転免許証の返納。
 - ④ 道路交通法第103条第1項第1号、第1号の2または第2号の規定により免許が拒否され、もしくは保留されること。
 - ⑤ ①から④以外の事由で、自動車の購入者からの申し出を受け、トヨタファイナンス株式会社が、自動車の購入者が運転困難となる事由として個別に認めた事由。
- 上記の返却事由の発生が確認できる書類(診断書や運転経歴証明書等)の提出が必要となります。
- 車両の状態が事前に定めた規定外である場合には途中返却をお受けできません。
- クレジット契約のお支払金の遅延がある場合は途中解約のお申出をお受けできません。
- クレジット契約中に本特約の解約やクレジット契約を早期完済する場合であっても、特約料は返還されません。
- クレジット契約の期間中に返却事由の発生が既に明らかな場合は本特約を申し込むことができません。
- 途中解約希望支払期日がクレジット契約の賦払金の12回目以前の支払期日である場合、本特約にもとづく途中解約をお受けできません。ただし、上記①、②、④、⑤の事由に該当する場合はお申出が可能です。

ご利用にあたっての詳しい内容は店頭スタッフまでお尋ねください。